

お知らせ

町民相談室
開室時間の変更

4月1日頃から町民相談室の開室時間が次のとおり変更となりました。なお、開室日はこれまで同様月曜日から金曜日となります。

▼開室時間 午前9時～12時、午後1時～3時
 町民相談室
 ☎585・2160

広報取材での個人情報
の取り扱い

町では、町の事業についてわかりやすくみなさんにお伝えできるよう、広報紙発行などの広報活動を行っています。

広報紙の発行については、個人を特定できる写真や記事を掲載することがありますので、理解と協力をお願いします。取材や写真撮影をするときは「広報くみに」と書かれた腕章を着用しています。

なお、撮影した写真などは、次の目的の範囲内で使います。

①町の発行物(広報くみに・パンフレットなど)への掲載
 ②町のホームページなどへの掲載
 ③記録資料としての保存活用
 ④その他(報道機関への提供や出版物・ポスターへの掲載など)

☎585・2113
 総務課文書広報係



令和2年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へ

国勢調査実施年の4月1日から3月31日までの期間中、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方は、戸籍法などの規定により届書に「職業(死亡は産業を含む)」を記入することになっていますので、協

力をお願いします。

戸籍係窓口「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方」にお願い(職業・産業例示表)を備え付けていますので、参考の上、記入をお願いします。不明な点は、戸籍係までお問い合わせください。

☎585・2115
 税務住民課戸籍係

国民年金保険料
学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認を受けた過去の期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。め、社会人になってから追納(後払い)すると、将来受け取る年金額に反映することになります。

【申請は毎年必要です】

令和2年度分の学生納付特例の申請は4月から受付開始となりますので、希望する方は、年金手帳、学生証の写し又は在学証明書、印鑑を持参し、保健福祉課で申請してください。

なお、令和元年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が3月末に送付されていますので、必要事項を記入し、返送してください。

また、令和2年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、近くの年金事務所に連絡ください。

☎585・2785
 保健福祉課国保係

☎585・0141
 東北福島年金事務所



後期高齢者医療制度の保険料が引き上げられます

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。令和2・3年度の保険料率は次のとおりです。

○新しい保険料率で計算した各年度の保険料は、毎年8月以降にお知らせします

区分	現行の保険料 (平成30・令和元年度)	新しい保険料 (令和2・3年度)	増減額
均等割額 (被保険者が等しく負担)	年間 41,600円	年間 43,300円	+ 1,700円
所得割率 (被保険者が所得に応じて負担)	年間 7.94%	年間 8.23%	+ 0.29ポイント

・保険料率の引き上げは、次の3点が影響しています。

①医療給付費の増加に伴うもの → 後期高齢者の増加で医療給付費が増加
 ②後期高齢者負担率の上昇によるもの → 現役世代の負担を減らすため高齢者負担率が上昇
 ③保険料軽減特例見直しによるもの → 特例による軽減率を本来の軽減率に戻すもの

このため、後期高齢者医療広域連合では前年度剰余金35億を繰入れ、保険料率の上昇を抑えています

○保険料の計算方法

$$\text{均等割額 } 43,300 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得} - 33 \text{万円}) \times 8.23\% = \text{1年間の保険料 } (100 \text{円未満切捨て})$$

・年度の途中で加入した方は、加入した月からの月割で計算します。
 ・所得の低い世帯の方や被用者保険の被扶養者であった方に対して、均等割額を軽減する制度があります。(一部の軽減制度は、令和元年度から段階的な見直しを行っています)
 ・保険料の賦課限度額は、64万円になります。

☎585-2785
 保健福祉課国保係

5月の各種相談会

『心配ごと相談』

◆日時 5月7日(日)、5月28日(日)
 午前9時～正午

◆場所 観月台文化センター 第2和室

◆相談員 民生児童委員ほか

『障がい者相談』

◆日時 5月19日(火) 午前10時～午後4時

◆場所 観月台文化センター 第2和室

◆相談員 NPO法人「ひびきの会」

『国見町結婚世話やき人 月例相談会』

◆日時 5月24日(日) 午前10時～午後3時

◆場所 観月台文化センター 第2研修室

※秘密は厳守。無料です。

☎585-2793
 保健福祉課社会福祉係

戸籍窓口延長

木曜日(祝日等は除く)は税務住民課戸籍係窓口業務を午後7時まで延長しています。

《交付できる証明書等》
 住民票・戸籍証明書、印鑑登録証明書の交付、印鑑登録、戸籍の届出、マイナンバーカードの交付・申請

☎585-2115
 税務住民課戸籍係

農業委員会

5月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

◆日時 5月15日(金) 午後1時30分から

◆場所 国見町役場2階 大会議室

☎585-2890
 農業委員会事務局

広報くみに & 町ホームページに
 広告を掲載してみませんか?



町では、広報くみにや町ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳しくは問い合わせください。

申込期限(6月号掲載分): 5月8日(金)まで

広報くみに	
1枠(縦45 ^{ミリ} ×横174 ^{ミリ})	12,000円/1回
半枠(縦45 ^{ミリ} ×横84 ^{ミリ})	6,000円/1回
ホームページ	
1枠(トップページ下段)	6,000円/月

☎585-2113
 総務課文書広報係

ヨコ 174^{ミリ}

タテ 45^{ミリ}